

子ども・子育て支援事業計画

遠軽町

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景	3
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定体制	6
(1) 子ども・子育て会議の設置	6
(2) アンケート調査の実施	6
(3) 国・道との連携	6

第2章 本町の現状

1. 人口の動向	9
(1) 遠軽町の人口推移	9
(2) 世帯の推移	10
(3) 出生数の推移	10
(4) 合計特殊出生率の推移	11
(5) 婚姻と離婚	11
(6) 女性の就労の状況	12
2. 子育て支援の状況	13
(1) 保育所の状況	13
(2) 幼稚園の状況	14
(3) 認定こども園の状況	15
(4) 放課後児童クラブ利用者の状況	16
3. 将来人口推計	17

第3章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	21
2. 教育・保育提供区域の設定	22
(1) 教育・保育提供区域の考え方	22
(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項	22
(3) 本町の教育・保育提供区域について	22
(4) 提供区域設定の主な理由	22
3. 保育の必要性の認定について	23
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容	24
(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）	24
(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）	25
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容	26
(1) 利用者支援事業	26
(2) 地域子育て支援拠点事業	26
(3) 一時預かり事業	27
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	28
(5) 養育支援訪問事業	28
(6) ファミリー・サポート・センター事業	29
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	29
(8) 延長保育事業	30

(9) 病児・病後児保育事業	30
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	31
(11) 妊婦健康診査事業	31
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	32
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	32
6. 子ども・子育て支援給付に係る	
教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	33
(1) 認定こども園の普及及び推進	33
(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進	33
(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進	33
7. 関連施策の展開	34
(1) 産後の休業及び育児休業後における	
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	34
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を	
要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	34

第4章 次世代育成支援行動計画の検証

1. 検証の概要	37
2. 検証結果及び今後の取組み	38
(1) 地域における子育ての支援	38
(2) 母性、乳児及び幼児等の健康の確保並びに増進	42
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	45
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	49
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進	50
(6) 子ども等の安全の確保	51
(7) 援助を必要とする児童への取り組みの推進	53

第5章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務	57
2. 計画の推進に向けた役割	57
(1) 行政の役割	58
(2) 家庭の役割	58
(3) 地域社会の役割	58
(4) 企業・職場の役割	58
(5) 各種団体の役割	58
3. 計画の推進に向けた3つの連携	59
(1) 市町村内における関係者の連携と協働	59
(2) 近隣市町村との連携と協働	59
(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働	59

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されており、若年層の非正規雇用の増加や女性の継続的な就労、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は厳しい状況にあります。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されています。

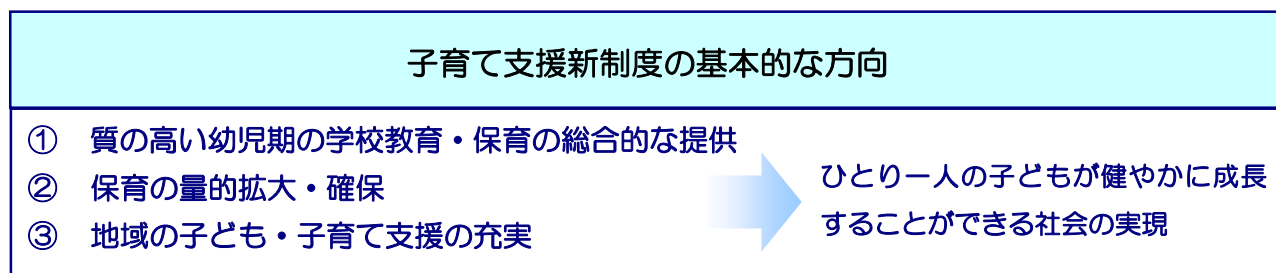
子育て支援をめぐるのは、都市部において3歳未満の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

本町においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成17年度から26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、本計画を策定します。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要



（１）質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、「認定こども園」制度が改正され、幼児教育と保育を一体的に提供する体制を整え、幼児期の学校教育・保育に関する保護者の選択肢を増やしていくことを目指されています。

具体的には、4種類ある認定こども園（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の設備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとされています。

（２）保育の量的拡大・確保

保育の量（提供体制）の確保に向けては、保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育（「旧保育ママ」）」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することが目指されています。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ることとされています。

（３）地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ることとされています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりが目指されています。

3. 計画の位置づけ

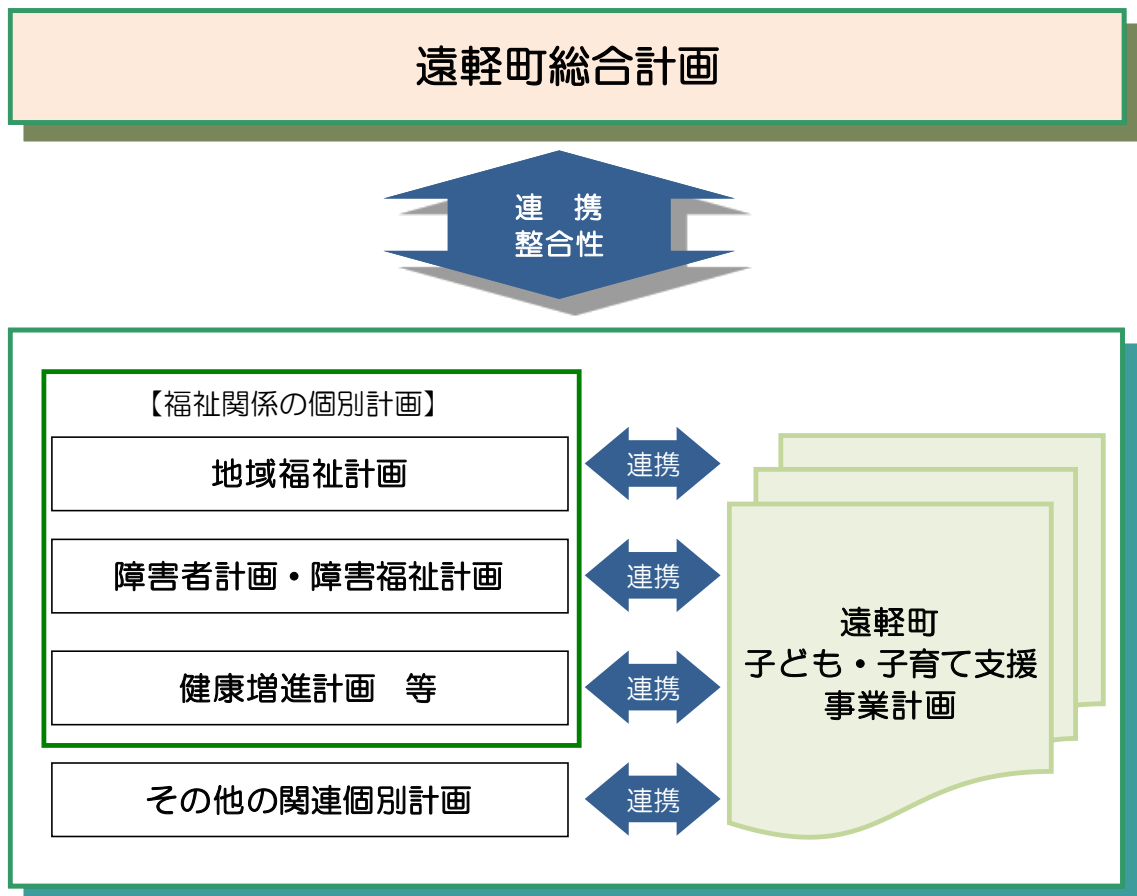
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

また、地域福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、健康増進計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



4. 計画の期間

計画期間については、平成 27 年度を開始初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間とします。
また制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、平成 31 年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しをおこなうものとします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子ども・子育て支援事業計画				
				計画見直し

5. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「遠軽町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) アンケート調査の実施

遠軽町に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施し、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

- 調査対象者 就学前児童調査 : 遠軽町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
- 調査方法 就学前児童調査 : 郵送による配布、回収調査
- 調査期間 平成 25 年 11 月 5 日～11 月 29 日
- 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	770	401	52.1

(3) 国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

第2章

本町の現状

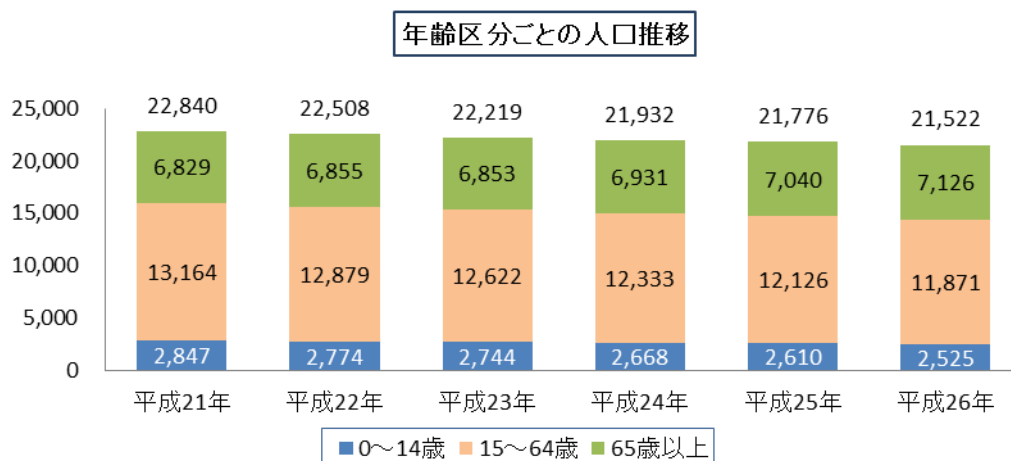
第2章 本町の現状

1. 人口の動向

(1) 遠軽町の人口推移

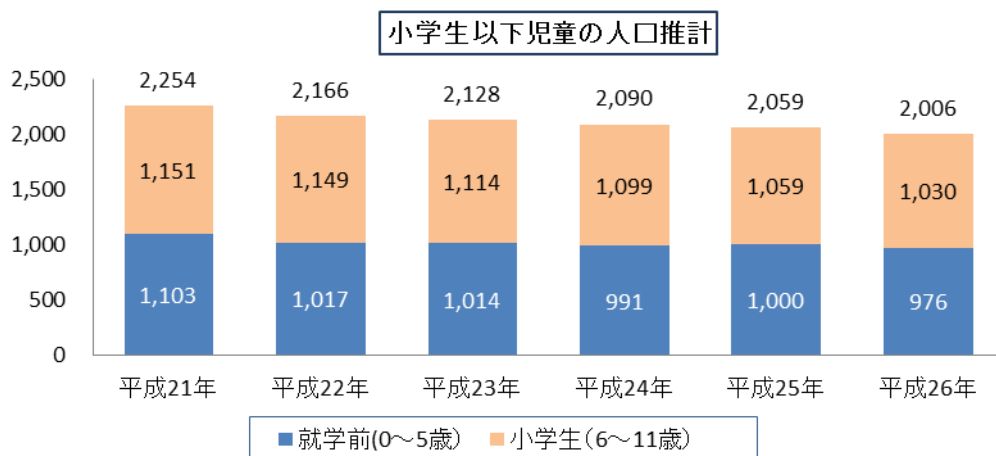
本町の人口は、平成21年の22,840人から平成26年の21,522人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の高齢者は、平成21年の6,329人から平成26年の7,126人と増加傾向にあり、一方14歳までの年少人口は、平成21年の2,847人から平成26年の2,525人と減少傾向となっており、少子高齢化が進行しています。



各年4月1日現在

小学生以下の児童人口に関しては、就学前、小学生ともに年々減少傾向で推移しています。

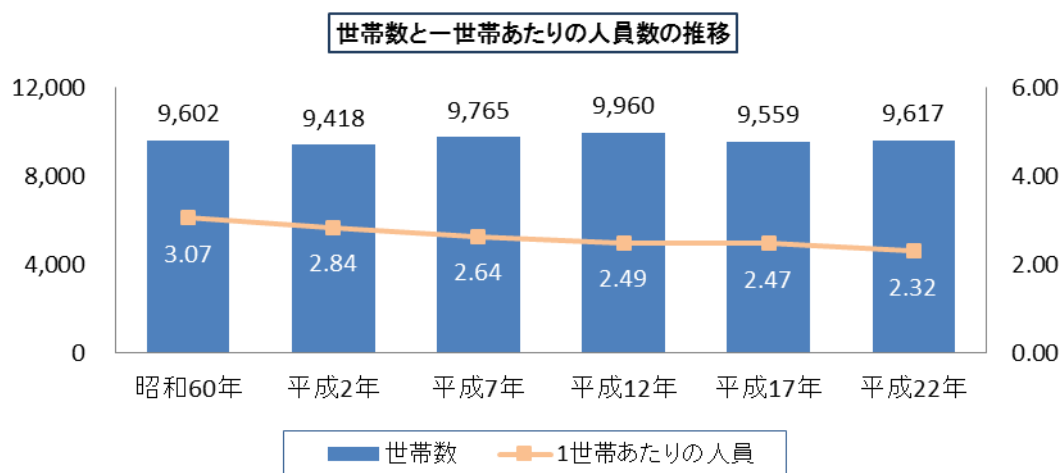


各年4月1日現在

(2) 世帯の推移

国勢調査による遠軽町の世帯数は、年度ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

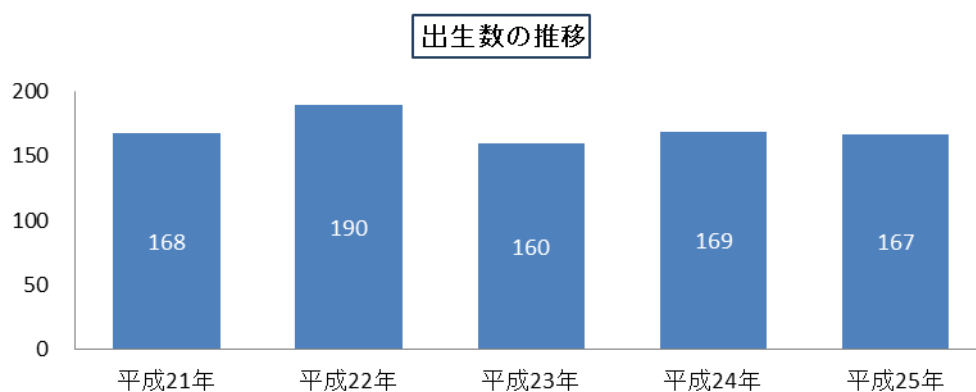
1 世帯あたりの人員は、昭和 60 年の 3.07 人から平成 22 年の 2.32 人と減少しており、核家族化の進行が見られます。



国勢調査

(3) 出生数の推移

本町における平成 21 年以降の出生数で最も多かったのは、平成 22 年の 190 人で、最も少なかったのが平成 23 年の 160 人となっています。



保健福祉課資料

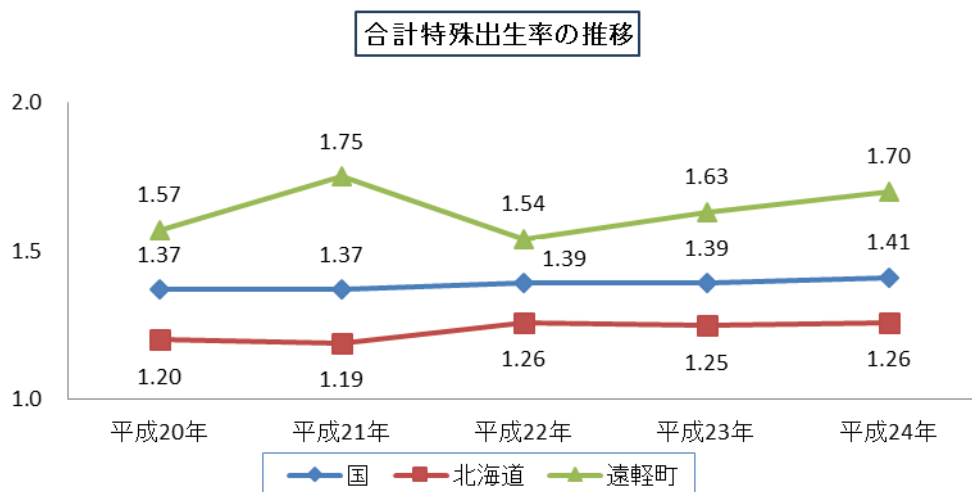
(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49 歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

遠軽町の合計出生率を国や道と比較すると、すべての年度において国、道の水準を上回っています。

このことは、本町が比較的に子どもを産み育てやすいまちであるという事が言えます。

しかしながら人口の自然減とならない基準は 2.08 と言われており、引き続き施策の展開を行っていく必要があります。

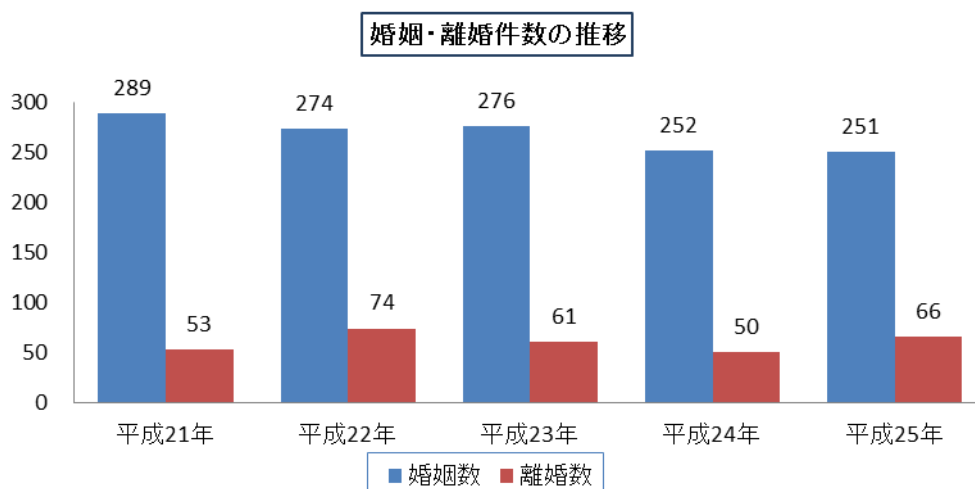


保健福祉課資料

(5) 婚姻と離婚

婚姻については、平成 21 年が 289 件と最も多く、平成 25 年が 251 件と最も少なくなっています。

また、離婚については、平成 22 年が 74 件と最も多く、平成 24 年が 50 件と最も少なくなっています。



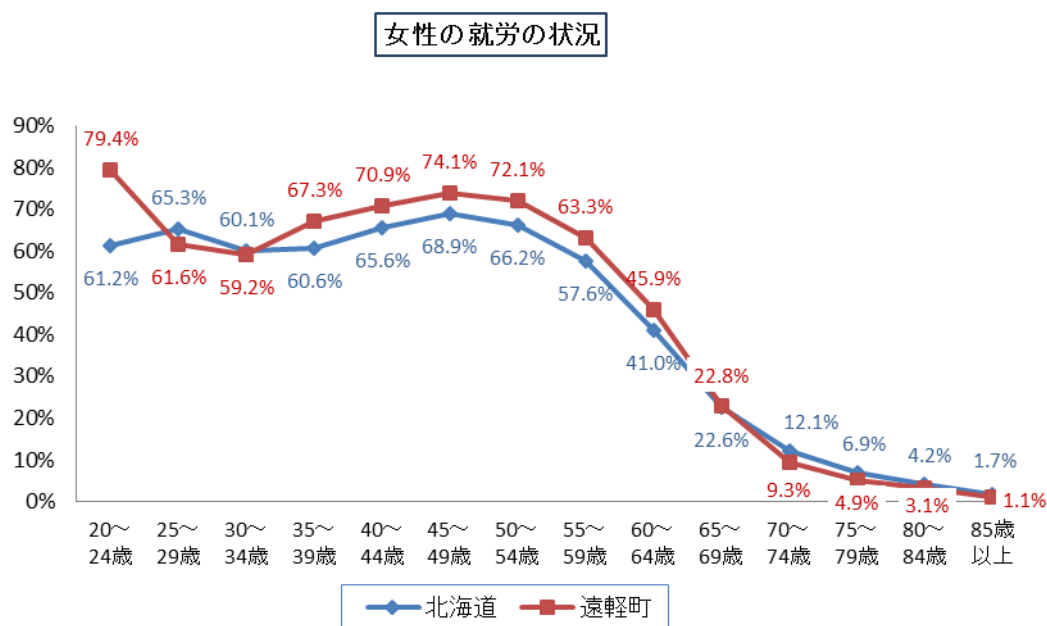
遠軽町届出件数

(6) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

遠軽町における女性の就労状況を道平均と比較してみると、25～34 歳、70 歳以上で道よりも低くなっており。それ以外の年代では道平均を上回っています。

前出（4）の合計特殊出生率の平均が国、道よりも高く、かつ 35 歳～64 歳で女性の就労率が高い結果となっており、働きながら子育てがしやすいまちであると言えます。



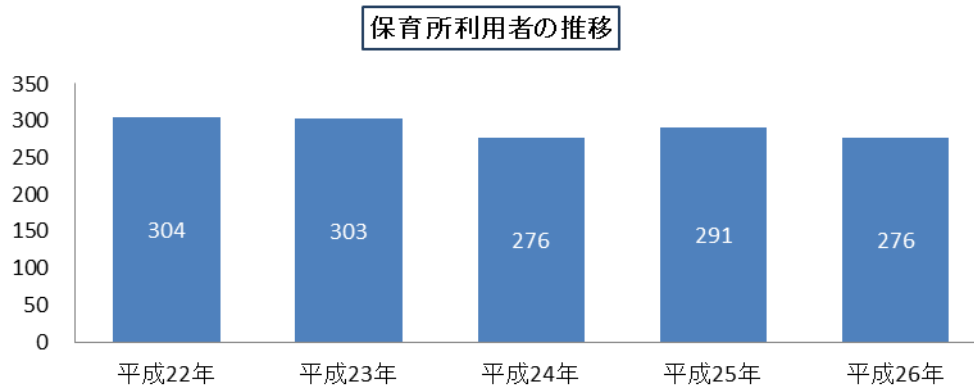
平成 22 年 国勢調査

2. 子育て支援の状況

(1) 保育所の状況

保育所利用者数の合計は、平成 22 年の 304 人から平成 26 年では 276 人と年度ごとの増減が見られるものの減少しています。

平成 26 年度の定員に対する利用者数をみると、全ての施設において定員を下っています。



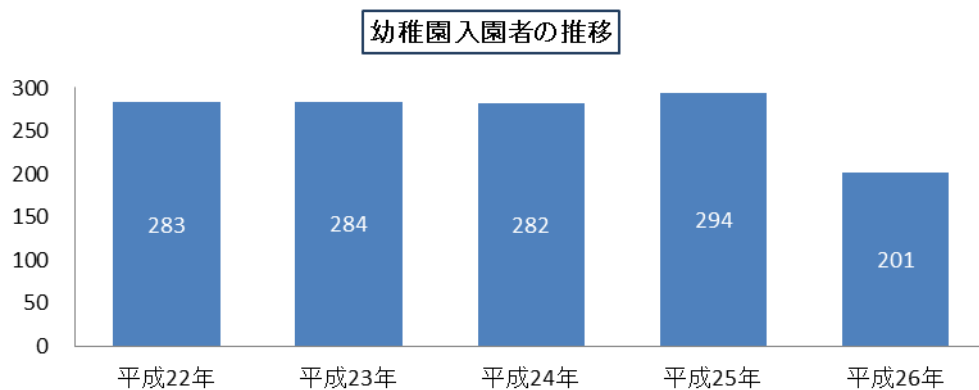
施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度 定員数
東保育所	90	92	93	89	83	100
西保育所	56	54	52	60	56	100
南保育所	71	71	58	70	68	100
生田原保育所	14	14	14	14	13	60
安国保育所	14	16	17	16	17	45
丸瀬布保育所	28	26	20	23	22	60
白滝保育所	23	19	16	14	10	45
瀬戸瀬保育所	8	11	6	5	7	45
合 計	304	303	276	291	276	555

各年 5 月 1 日現在

(2) 幼稚園の状況

幼稚園利用者数は、平成 22 年の 283 人から、平成 25 年の 294 人とほぼ横ばいで推移していました。平成 26 年度より、遠軽中央幼稚園が認定こども園に移行しています。

平成 26 年度の定員に対する利用者数をみると、遠軽幼稚園、遠軽ひばり幼稚園ともに定員を下っています。

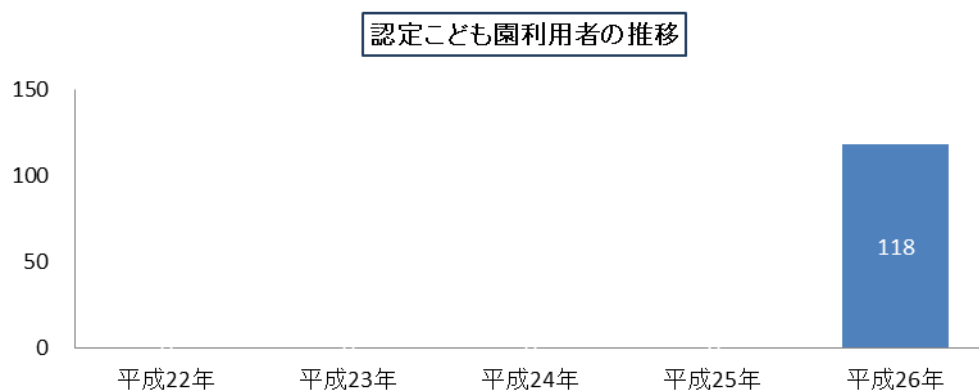


施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度 定員数
遠軽幼稚園	72	82	96	113	97	140
遠軽中央幼稚園	91	96	89	86	—	—
遠軽ひばり幼稚園	120	106	97	95	104	120
合 計	283	284	282	294	201	260

各年 5 月 1 日現在

(3) 認定こども園の状況

遠軽町の認定こども園は、平成 26 年度より遠軽中央幼稚園が移行して開設しました。
平成 26 年度の利用者は 118 人です。

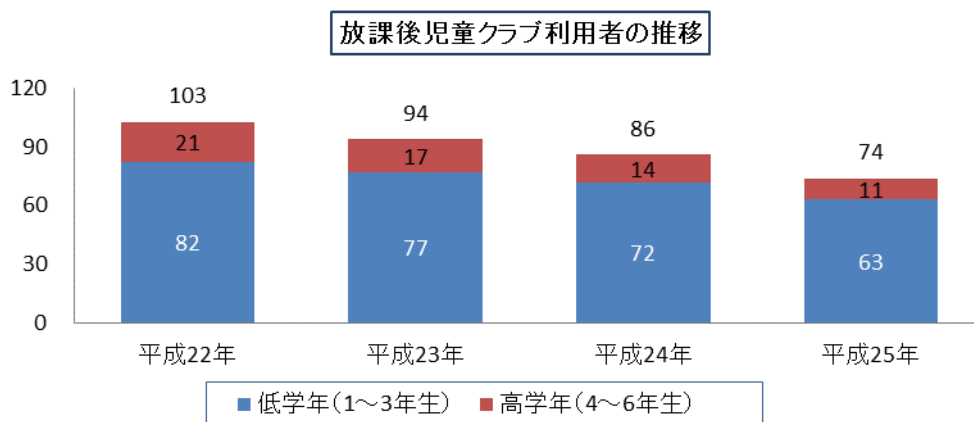


施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度 定員数
認定こども園こころ 遠軽中央幼稚園	—	—	—	—	93	105
認定こども園こころ 遠軽中央保育園	—	—	—	—	25	66
合 計	—	—	—	—	118	171

各年 5 月 1 日現在

(4) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者数の合計は、年度ごとのばらつきが見られ、平成 22 年の 103 人が最も多く、平成 25 年の 74 人が最も少なくなっています。



低学年(1～3 年生)

施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
ひがし児童クラブ	27	32	30	30
にし児童クラブ	13	7	9	7
みなみ児童クラブ	29	26	25	20
生田原ちびっこクラブ	7	5	5	3
安国ちびっこクラブ	4	3	1	1
白滝児童クラブ	2	4	2	2
合 計	82	77	72	63

各年 5 月 1 日現在

高学年(4～6 年生)

施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
ひがし児童クラブ	6	5	6	4
にし児童クラブ	1	1	0	0
みなみ児童クラブ	2	1	1	1
生田原ちびっこクラブ	7	7	4	5
安国ちびっこクラブ	3	2	2	1
白滝児童クラブ	2	1	1	0
合 計	21	17	14	11

各年 5 月 1 日現在

3. 将来人口推計

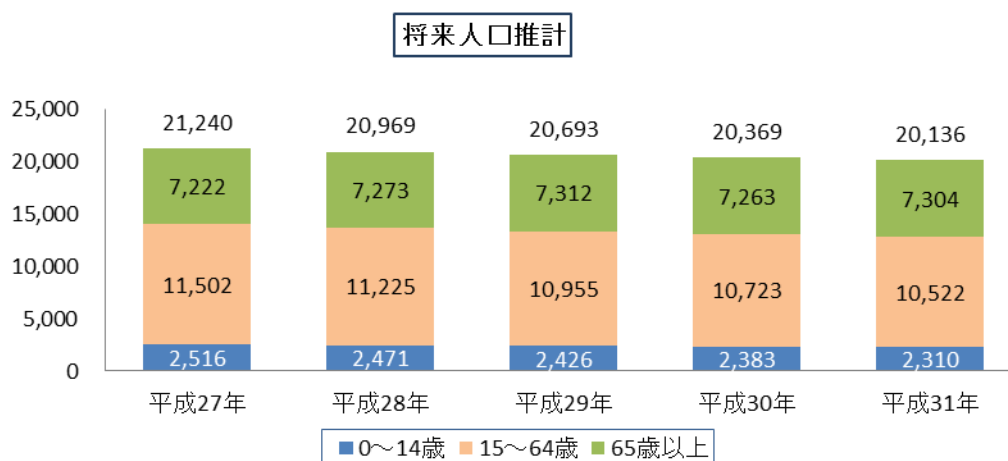
以下に、平成 27 年から平成 31 年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の平成 31 年には総人口が 20,136 人、年少人口が 2,310 人と見込まれています。

(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
年少人口(0～14 歳人口)	2,516	2,471	2,426	2,383	2,310
未就学児(0～5 歳)	980	968	932	920	901
小学生(6～11 歳)	1,010	958	958	938	948
中学生(12～14 歳)	526	545	536	525	461
生産年齢人口 (15～64 歳)	11,502	11,225	10,955	10,723	10,522
老年人口 (65 歳以上)	7,222	7,273	7,312	7,263	7,304
総 人 口	21,240	20,969	20,693	20,369	20,136

※コーホート法による推計



第3章

子ども・子育て支援サービス

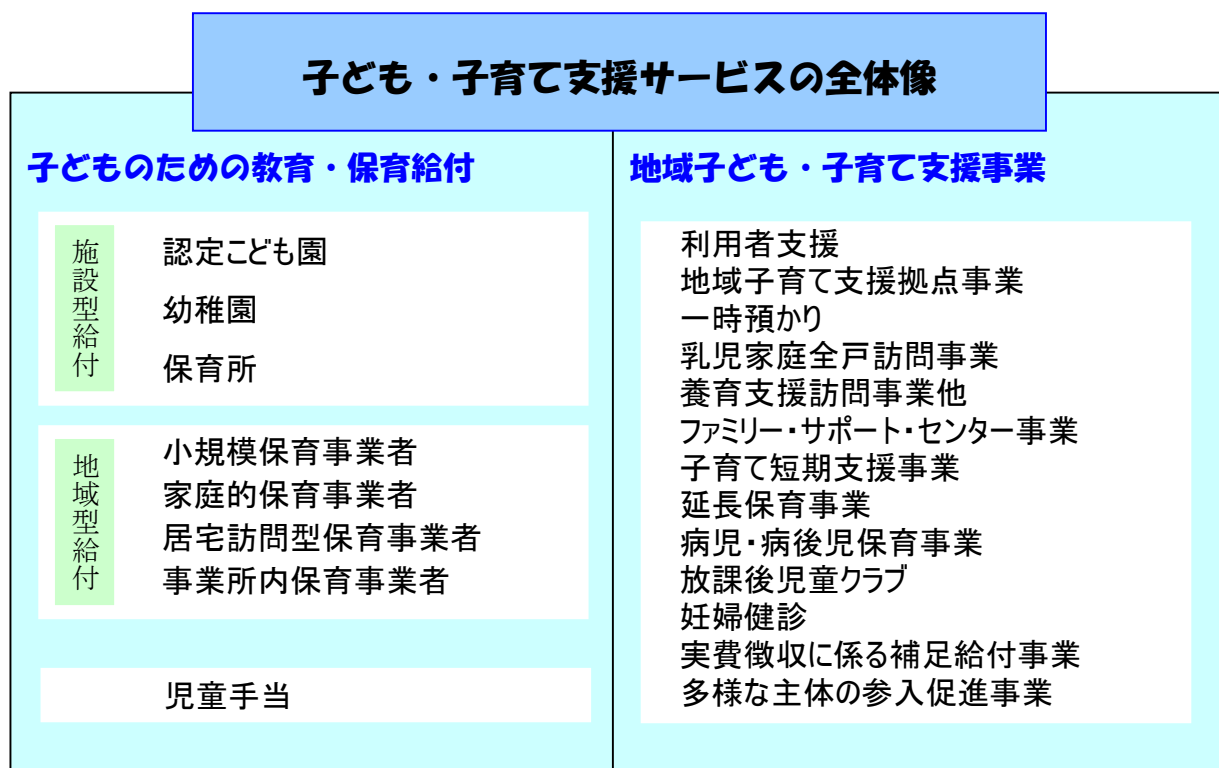
第3章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。



2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

（１）教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

（２）教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント１ 事業量の調整単位として適切か	ポイント２ 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や面積の規模 ●区域ごとに事業量の見込みが可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●保護者の移動状況を踏まえているか ●区域内で事業のあっせんが可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

（３）本町の教育・保育提供区域について

町内全域を１つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

（４）提供区域設定の主な理由

- ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用

4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

【量の見込み】

(単位 人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	309	307	295	291	284
2号認定	169	168	160	160	157
3号認定(0歳)	26	26	25	24	23
3号認定(1・2歳)	114	113	110	107	104
B. 確保提供数	615	615	615	615	615
2号認定	365	365	365	365	365
3号認定(0歳)	34	34	34	34	34
3号認定(1・2歳)	216	216	216	216	216
差異(B-A)	306	308	320	324	331

【確保の方策】

確保提供数は、各保育所の定員、面積・人員配置等から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

なお、「B.確保提供数」の3号認定(0歳)は、全町的には確保されていますが、遠軽地域の確保提供数の不足が見込まれることから、今後、確保提供方策を検討していきます。

（２）特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、３歳から入園でき年齢に相應しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

【量の見込み】

（単位 人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	292	289	278	274	269
B. 確保提供数	355	355	355	355	355
差異(B－A)	63	66	77	81	86

【確保の方策】

確保提供数は、各幼稚園の予想定員数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【設置状況】

特設窓口等の設置はありません。

【確保の方策】

本事業については、引き続き担当課の窓口による対応を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【利用実績】 (年・延人数)

	平成 25 年度
利用者数	5,474

【量の見込み】 (年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	5,596	5,648	5,700	5,756	5,806
B. 確保提供数	11,575	11,575	11,575	11,575	11,575
差異(B-A)	5,979	5,927	5,875	5,819	5,769

【確保の方策】

確保提供数は、各事業・施設の受入可能な人数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

(3) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【利用実績】 (年・延人数)

	平成 25 年度
利用者数	16,910

【量の見込み】 (年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	17,113	16,978	16,201	16,201	15,931
B. 確保提供数	26,100	26,100	26,100	26,100	26,100
差異(B-A)	8,987	9,122	9,899	9,899	10,169

【確保の方策】

確保提供数は、各幼稚園の予想提供可能数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

②幼稚園における在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

【利用実績】

平成 26 年度から実施しているため、利用実績は出ていません。

【量の見込み】 (年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	1,905	1,871	1,767	1,732	1,677
B. 確保提供数	2,058	2,058	2,058	2,058	2,058
差異(B-A)	153	187	291	326	381

【確保の方策】

本事業は、平成26年度から実施しています。利用実績はまだ出ていませんが、ニーズ調査による利用希望があることから、見込み量を設定しました。

確保提供数は、遠軽中央保育園の一時預かりの利用可能数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成27～31年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

また、現在行っていない日曜日・祝日の一時預かりについては、今後、需要と供給体制を総合的に判断し対応を検討していきます。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【量の見込み】

（年・実人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問数	160	160	160	160	160

【確保の方策】

近年の出生数の平均数により算出しました。今後も継続して事業の展開を行います。

（５）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【量の見込み】

（年・実人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問数	0	0	0	0	0

【確保の方策】

事業としての実施はありませんが、今後も引き続き保健事業として支援の必要な家庭に対して保健師による訪問や相談等の支援を実施していきます。

（６）ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【利用実績】

遠軽町では実施していません。

【確保の方策】

本事業は、遠軽町では実施していません。また、ニーズ調査による利用の希望もないものの、計画期間において、検討を行います。

（７）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【利用実績】（年・延人数）

	平成 25 年度
利用者数	1

【量の見込み】（年・延人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	1	1	1	2	2
B. 確保提供数	730	730	730	730	730
差異(B-A)	729	729	729	728	728

【確保の方策】

確保提供数は、委託先の施設の受入人数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

（８）延長保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【利用実績】

遠軽町では実施していません。

【量の見込み】

（年・実人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み	185	182	176	173	170

【確保の方策】

本事業は、遠軽町では実施していないものの、ニーズ調査による利用希望があることから、町立保育所の保育時間の終期を現在の 18 時から、18 時 30 分に延長することにより対応します。

（９）病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【実施状況】

遠軽町では実施していません。

【量の見込み】

（年・延人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み	159	157	151	149	146

【確保の方策】

本事業は、遠軽町では実施していないものの、ニーズ調査による利用希望があることから、計画期間内において、実施主体、実施場所、実施類型等総合的に検討を行います。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【利用実績】 (年・実人数)

	平成 25 年度
利用者数	74
低学年(1～3 年)	63
高学年(4～6 年)	11

【量の見込み】 (年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	73	76	80	81	84
低学年(1～3 年)	62	66	70	71	73
高学年(4～6 年)	11	10	10	10	11
B. 確保提供数	230	230	230	230	230
差異(B－A)	157	154	150	149	146

【確保の方策】

確保提供数は、現在の各児童クラブと平成27年度からスタートする丸瀬布児童クラブの受け入れ可能数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成27～31年度の計画期間において、ニーズ量と確保提供数が同等で推移していることから、確保提供数での対応が可能です。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み】 (年・実人数／延回数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
受診者数	290	290	290	280	280
受診件数	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950

【確保の方策】

保健師による面接と妊婦1人につき14回の受診票と、平成27年度からは超音波検査の受診票も発行し、健康管理等の充実を図り、今後も継続して事業の展開を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

平成27年度から実施される新規事業です。保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実施状況】

遠軽町では実施していません。

【確保の方策】

国の動向に応じて、助成を実施していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

平成27年度から実施される新規事業です。特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施状況】

遠軽町では実施していません。

【確保の方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 認定こども園の普及及び推進

子ども・子育て新制度では、認定こども園法が改正され、次のような認定こども園制度の改善が行われました。

○幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけします。

○既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進します。

○幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）となります。

○認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。

今後、認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

幼稚園・保育所及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進します。

7. 関連施策の展開

（１）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

（２）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。
- 発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。
- 社会的養護施策との連携を図ります。
- 児童福祉施設との連携を図ります。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を４本柱として総合的な自立支援を推進します。

③ 障害児施策の充実等

- 障害児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。
- 障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます。
（自閉症、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）等の発達障害を含む）
- 障害児入所施設等との連携、事業の活用を推進します。

第4章

次世代育成支援行動計画の検証

第4章 次世代育成支援行動計画の検証

1. 検証の概要

検証の項目

- 事業名

次世代育成支援行動計画に記載されている事業名

- 計画における方向性

次世代育成支援行動計画に記載されている事業の目的や方向性

- 主な担当

事業を実施するための主となる担当課、部署等

- 具体的な実績と現状

各事業に対して、計画期間内に実施した具体的な実績及び現状

- 課題や今後の方向性等

各事業に対して、計画期間内の具体的な実績や現状を踏まえた課題及び今後の方向性等

2. 検証結果及び今後の取組み

(1) 地域における子育ての支援

①地域における子育て支援サービスの充実

事業名	保育の充実
計画における方向性	保育所施設の整備計画については、第1次遠軽町総合計画の中には盛り込まれておらず、第2次計画に向けて検討を行います。 一時保育の充実については、実施に向けて検討を行っていますが、財政上の問題から実施しないこととしています。 保育時間の延長については、平成22年4月1日から更に早朝15分の時間延長を検討しており、今後も、保育サービスに対する住民ニーズを検討し、充実を図ります。
主な担当	保育課
具体的な実績と現状	
保育時間の延長については、1～5歳児は、平成22年4月から、常設保育所で早朝15分の時間延長。へき地保育所で土曜日の12時から16時までの時間延長を実施しています。また、0歳児は平成26年4月から、前後40分の時間延長を実施しています。 また、平成26年度から、私立認定こども園が開園し、保育所の定員が66名増えています。	
課題や今後の方向性等	
保育所施設の整備計画については、今後、公立保育所及び私立幼稚園の在り方等を検討した上で、進めていく必要があります。一時保育、保育時間の延長については、保護者の需要を見極めながら検討していきます。	

事業名	子育て支援の充実
計画における方向性	子育て家庭への身近な情報の提供や子育てに関する相談窓口を開設し、子育て支援の中核機能として整備します。 また、「げんきひろば」をはじめとする乳幼児とその親が集える場所の充実や、児童養護施設等によるショートステイ事業の促進を図るなど、子育てをサポートする各種事業の実施を推進します。
主な担当	保健福祉課
具体的な実績と現状	
乳幼児の健康管理や健全な発育・発達に資するため、保健師・栄養士・保育士により、健康教育や各種相談等を行いました。また、乳幼児がのびのびと遊ぶことができるスペースを開放したり、保護者同士のコミュニケーション、仲間づくりできる場（げんきひろば、あかちゃんひろば、げんき21の空室の貸出）を提供し、気軽に相談できる場として、育児のサポートや不安の軽減に努めてきました。 ショートステイ事業については、子育ての不安から相談と併せ利用するケースがあり、子育てをする親の負担軽減につながっています。	
課題や今後の方向性等	
なかなか集団等の場面に出ることができない母子もいるため、健診や個別での対応を十分に行う必要があります。 今後もこれらの事業の継続と母子と接するあらゆる場面を通じて子育て支援の充実を図りたいと思います。	

②保育サービス等の充実

事業名	保育サービスの充実
計画における方向性	待機児童ゼロ対策のため、当分の間現状の定員数を維持します。 今後も、待機児童ゼロ対策を勘案しながら保育行政を進めます。 一時保育については、実施に向けて検討した結果、財政上の問題から実施しないこととなっていますが、今後も、一時保育実施に向けて必要性の有無についてさらに検討を行います。 また、保育サービスの核となっている『げんきひろば』については、関係部署間の連携を強め、事業のPRに務めます。
主な担当	保育課 保健福祉課
具体的な実績と現状	
待機児童ゼロ対策のため、定員数を維持しています。また、平成26年度から私立認定こども園が開園し、保育所の定員数が66名増えています。一時保育についても、私立認定こども園が平成26年度から実施しています。 『げんきひろば』については、広報をはじめ、保健予防担当独自で作成している健康カレンダーや新聞の折り込みチラシ等でPRに努め、できるだけ多くの方が参加できるよう工夫しています。	
課題や今後の方向性等	
今後も、需要を見極めながら、待機児童ゼロ対策のための施策を実施していく必要があります。一時保育については、PRを積極的に行っていく必要があります。 『げんきひろば』については、今後も当事業を継続していくとともに、さらにPR活動の充実に向けて取り組んでいきます。	

事業名	経済的支援
計画における方向性	乳幼児等医療費の助成や児童手当制度を支援しています。 今後も、乳幼児等医療費の助成年齢の拡大や、児童手当（子ども手当）制度など、子育て家庭の経済的な負担を軽減するための支援を推進していきます。 保育料については、少子化対策の一環として第3子の無料化について検討し、平成22年4月1日から無料化を実施することとしています。 今後も、国の動向を踏まえ経済的支援を検討していきます。
主な担当	住民生活課 保健福祉課 保育課
具体的な実績と現状	
乳幼児等医療費の助成や児童手当制度を支援することにより、子育て家庭の経済的支援につながっています。 保育料については、国の基準の6割に設定し、第3子の無料化を実施することにより、経済的支援につながっています。	
課題や今後の方向性等	
国の動向に変化がない限り児童手当制度は継続され、経済的支援の推進ができます。 保育料については、現在の基準の継続や第3子の無料化を継続していくことにより、今後も、経済的支援を継続していきたいと思えます。	

③子育て支援のネットワークづくり

事業名	子育て情報提供の充実
計画における方向性	これまで、社会教育としての子育て情報の提供は、家庭教育学級を通じての情報提供が中心でしたが、今後は家庭教育を支援するという観点から、家庭教育情報の提供のあり方を検討し、子育て中の親に対する計画的な情報提供を進めていきます。 子育てに関する情報提供や相談窓口などの充実や、社会資源を有効的に活用した子育て支援を目指します。 子育て情報マップ・ブックの発行や、身近なところでの子育てに関する情報の提供、相談、各種交流の場など子育て支援の充実を図ります。 また、児童館活動については、毎月活動内容を地域保育所に配布し、情報提供を行っています。 今後も、情報発信に努め、子育てに関する情報提供とネットワーク化の充実を図ります。
主な担当	教育委員会 保健福祉課 保育課
具体的な実績と現状	
家庭教育に関する情報提供事業の一環として、H24年5月に子育て情報誌「えんがる子育て応援Book」を発行し、中学生以下の子のいる全世帯及び関係機関に配布しました。また、家庭教育学級などの各種家庭教育事業においては、子育て相談や情報交流の場を設けるなど内容を工夫しながら事業展開をしています。 保護者が子どもの状態を理解し、成長にあった育児や環境を知ること、安心して育児ができるよう支援する親子の交流の場（保護者同士のコミュニケーション、仲間づくりできる場）を提供しています。また、助産師・栄養士による「すこやか親子相談」等を開催し、保護者の子育てに関する相談などに応じています。 児童館活動については、毎月地域保育所へ情報提供を行っています。	
課題や今後の方向性等	
情報発信はまだまだ十分とは言えません。今後も、各種事業やホームページなどの媒体もうまく活用して情報提供に努めていきます。 「えんがる子育て応援Book」においては、情報の更新とともに計画的に改訂版を発行していく必要があることや気軽に情報を得やすい新たな情報提供の方法も検討していく必要があります。 また、引き続き各種家庭教育事業において、気軽に子育て相談や情報交流のできる場を設けるとともに周知方法を工夫しながら事業展開をしていく必要があります。	

④児童の健全育成

事業名	放課後児童クラブの充実
計画における方向性	放課後児童クラブは、3 児童館と 3 クラブ(合計 6 クラブ)で実施しています。 今後も、ニーズの動向を把握しながら、児童クラブの事業内容の充実を図ります。
主な担当	保育課 保健福祉課
具体的な実績と現状	
遠軽地域は、3児童館で実施。生田原地域は、生田原と安国の2クラブで実施。白滝地域は、1クラブで実施しています。対象は小学生1年生から6年生までとなっています。	
課題や今後の方向性等	
平成27年度から丸瀬布地域で放課後児童クラブを新たに実施します。 今後は、保護者のニーズを取り入れた運営を行っていく必要があります。	

事業名	図書館の機能の充実
計画における方向性	関係部署と協力し、「はじめましてえほん（ブックスタート事業）」や「童話の時間げんき（読み聞かせ会）」を行い、赤ちゃんと保護者が絵本をとおしてゆっくりと向き合い、心ふれあう時間がもてるように支援するとともに、各図書館（室）においても、従来から絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。 また、子育て中でなかなか図書館に行くことが難しい家庭には、「絵本クラブ（絵本の宅配事業）」で絵本を届けています。 発達段階の幼児、児童にとっての読書（絵本の読み聞かせを含む）のよい効果が注目されてきており、今後も保健師など関係部署と協力をし、図書館機能の充実を図ります。
主な担当	教育委員会
具体的な実績と現状	
「はじめましてえほん」がきっかけで、絵本を身近に感じて、図書館に来て借りていく保護者が増えました。「読み聞かせ」は、現計画作成に際し行われたアンケート調査で、知っている、参加したい子育て支援の上位にありました。	
課題や今後の方向性等	
はじめましてえほん事業は、今は4ヶ月児検診の会場で絵本セットを渡すだけになっていますが、担当内では、読み聞かせなども出来れば良いと考えています。絵本クラブの前段階として、胎教用絵本などの宅配を検討したいと思います。 図書館の読み聞かせ関連事業の展開は、子どもの反応などを見ながら、経験に基づき実施しています。その心理的な効用について、保健師の話を聞いたり、日々、多くの子供たちに読み聞かせを行っている保育士の話も、聞く機会があればよいなと考えています。	

事業名	遊び場の再生
計画における方向性	次世代を担う子供たちが元気で健やかに育つよう、遠軽地域内の都市公園及び緑地広場に設置している遊具を点検し、遊具の交換取替及び危険箇所の補修を平成21年度に行いました。 今後も、適切な点検整備を町内各地域に拡大し、発見した危険箇所などは、使用中止や補修などの措置を行い、安全な遊び場の提供を図ります。
主な担当	商工観光課
具体的な実績と現状	
毎年専門業者による遊具定期検査業務委託を実施しており、状況に応じて交換取替・補修を行っています。	
課題や今後の方向性等	
子供たちが安全・安心して遊具を使用できるよう今後も定期検査・点検整備を継続して行っていきます。	

(2) 母性、乳児及び幼児等の健康の確保並びに増進

①子どもと母親の健康の確保

事業名	母子保健事業の充実
計画における方向性	母子保健事業を推進するため、妊婦検診の受診に係る助成の回数の拡大、乳幼児の健康診査や訪問指導の実施、予防接種の実施、子宮がん、乳がん検診などの充実を図るとともに、母子の健康の確保に関わることで医療・福祉分野との連携を図ります。 また、北海道が実施する特定不妊治療費助成事業など、不妊治療対策に関する周知活動を推進します。
主な担当	保健福祉課
具体的な実績と現状	
妊娠期間中の経過を観察し、貧血や切迫早産等のリスクに対応するとともに、胎児の発育状況等も把握しました。また、妊婦の健診に係る経済的負担の軽減を図るため、14回分の健診料金を全額公費負担としています。さらに若年妊婦に対して、保健師が妊婦訪問を実施しました。乳幼児健診の充実を図るため、健診の流れや指導の際の資料の見直しを行いました。健診受診率は100%に近い実績でした。 子宮がん・乳がん検診の際、託児を実施したり、町外の健診機関へバスで送迎するなど、検診の受診体制の充実を図りました。	
課題や今後の方向性等	
低出生体重児の出生が少なくないことから、妊娠期の面接を2回増やし、指導の充実を図ります。子宮がん、乳がん検診ではがん好発年齢者に対して料金の負担軽減措置や勧奨を行い予防の充実を図ります。	

②子どもの生活習慣対策の推進

事業名	子どもの生活習慣対策の推進
計画における方向性	各種検診を通じて、子どもたちの健康を確保するために、子育て家庭への生活習慣改善の支援を、栄養士及び保健師が、子育てに関する関係者等と連携しながら支援します。
主な担当	保健福祉課
具体的な実績と現状	
乳幼児を定期的に計測し、健康的な成長及び発達を促すとともに、発育・発達時における異常の早期発見、早期治療に資しました。また、栄養士及び保健師が、子育てに関する関係者等と連携し保護者の育児に関する知識の啓発や育児不安等に対する助言を行いました。	
課題や今後の方向性等	
乳幼児健診の流れや指導内容の見直しを行いましたが、その効果を評価する必要があります。 また、食生活や歯、体格等の情報を分析して、さらに町の課題や対策を講じていく必要があります。	

③「食育」の推進

事業名	「食育」の推進
計画における方向性	乳幼児健診、保育所、幼稚園、学校などにおいて、食生活の大切さ、子どもの正しい生活習慣のあり方などの相談、教育、学習機会や料理教室など、身近な「食」と密接した場面での取組みを推進します。 保育所では、平成21年4月1日から保育指針が改正され食育に関する事項が更に明記されていることから、指導計画に盛り込み、年齢に応じた食育を推進していきます。 学校では、一人一人が、生涯を通じて健全な食生活を実現するために、地域の食文化の継承や、健康の確保等が図れるように、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と、食を選択することができる判断力を身に付けるための学習を授業の中に取り入れることから、「食育」を推進します。
主な担当	保健福祉課 保育課 教育委員会
具体的な実績と現状	
あかちゃんひろばの行事として、乳児の保護者を対象に栄養士による離乳食教室を実施し、離乳食に対して普段抱えている不安の解消や、食に関するさまざまな知識を普及させました。 保育所では、毎年、保育課程に盛り込み、年齢に応じた食を営む力の基礎を養っています。	
課題や今後の方向性等	
今後も引き続き事業を行うとともに、各種健診や相談場面でも食に対するさまざまな知識の伝達や一人一人が考えて食行動できるようにしていきます。 保育所では、今後も継続して実施していくとともに、随時指導内容等の見直しを行い、事業の充実を図ります。	

④思春期保健対策の充実

事業名	思春期保健対策の充実
計画における方向性	思春期の子どもたちが健全に学び育っていけるように、適切な情報と知識を学ぶ機会を提供していきます。 性や薬物使用、喫煙、性感染症の低年齢化が深刻化し、それらに関する有害情報も溢れています。そのため、保健所、学校、医療機関などの関連機関との連携を図り、学習機会や相談体制の充実に努めます。
主な担当	保健福祉課 教育委員会
具体的な実績と現状	
保健所等が実施する思春期保健に関する事業に参加する、相談等があった場合には、関連機関と連携を図り、講師の紹介や講演会等の周知を行なっています。直接的に町が主体となって思春期保健を実際に担うということはありません。	
課題や今後の方向性等	
性、性感染症、喫煙等のみならず生活習慣病の低年齢化の問題もあります。それらを子どもの思春期にのみ特定するのではなく、子ども全体の保健・健康という大枠で考えていく必要があります。	

⑤小児医療の充実

事業名	小児医療の充実
計画における方向性	子どもが健やかに成長していくために、健診や相談・指導体制の充実を図ります。 子どもが病気やけがをしたときに安心して適切な医療を受けられるよう、救急医療体制などを充実します。 また、適切な病院のかかり方（夜間の救急外来、コンビニ受診など）の指導を行います。
主な担当	保健福祉課
具体的な実績と現状	
子どもが病気やけがをしたときに安心して適切な医療を受けられるよう、平日の小児科受診体制はもとより、休日・夜間における小児救急患者への迅速な医療の提供を確保するため、休日当番病院及び救急医療施設へ助成を行い、救急医療体制などの充実を図っています。	
課題や今後の方向性等	
今後も引き続き関係医療機関と連携し、小児医療の充実を図ります。	

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①次代の親の育成

事業名	次代の親の育成
計画における方向性	少子化や核家族化等を背景に祖父母から学ぶなどといった生活体験の減少、子どもたちの心の成長の糧となる自然体験などが失われてきています。次代の親の育成のための、青少年に対するさまざまな体験の機会を用意することが重要になってきています。 各保育所では、毎月保育所だよりを発行し、保護者に対し保育所の行事や子育てに対する留意事項をお知らせしています。 今後も、保育所だよりを発行し、親の育成を図ります。
主な担当	保健福祉課 教育委員会 保育課
具体的な実績と現状	
あかちゃんひろば及びすこやか親子相談の際に、保健師・助産師が乳幼児の保護者の悩み事を聞いたり、子育てに関してさまざまなアドバイスなどを行いました。 青少年教育事業としては、宿泊研修事業などでの生活体験や自然体験をはじめ、百人一首教室・大会やもちつき大会などを通して高齢者との異世代交流や文化伝承など様々な事業を展開しています。 また、青年団体への指導助言や補助金の支出などで活動支援をしています。 各保育所で、毎月、保育所だよりを発行しています。	
課題や今後の方向性等	
次代の親の育成という観点から言えば、青年団体の会員の減少や活動の低迷、青年自体の意識の変化などにより青年教育事業が展開しづらくなっていることから、少年期から青年期までの成長に合わせ、計画的に繋がりを持った事業展開が課題となっています。 子育てに関するアドバイスについては、今後も引き続き事業の継続と充実を図っていきます。 各保育所では、今後も保育所だよりを発行していきます	

②子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

事業名	学校教育の充実
計画における方向性	学校評議員制度を活用して、地域に開かれた学校運営を推進してきました。 今後は、生きる力をはぐくみ、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決する思考力、判断力などをはぐくみます。 基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断できるように指導します。 体育・健康に関する指導も体育科のみならず家庭科、特別活動などにおいても適切に行います。 家庭や地域社会との連携も深めていきます。
主な担当	教育委員会
具体的な実績と現状	
各学校に学校評議員を配置することで、学校運営に関し、保護者や地域住民等の多様な意見を幅広く求めています。 各学校において、学習指導要領に基づき、基礎・基本的な知識や技能を習得させ、思考・判断・表現力をはぐくむような授業を展開しています。 学校だよりを学校区の自治会等へ配布するなど、情報発信を行っています。	
課題や今後の方向性等	
保護者や地域住民が気兼ねなく学校を訪ねて意見交換できる雰囲気づくりや、地域の方々による各種ボランティア活動が広がる学校づくりを目指します。 基本的な生活習慣が学力向上に結び付くことから、学校での指導だけでなく、保護者の理解・協力が必要であります。	

事業名	体験型社会教育の充実
計画における方向性	社会教育（体育）では、これまでも子どもを対象とした事業は、各地域において、それぞれの地域の特性を活かしながら実施しているところであり、今後も常に事業内容を見直しながら、積極的に実施していきます。
主な担当	教育委員会
具体的な実績と現状	
社会教育（体育）では、少年教育事業として各地域の特性を活かしながら生活体験や自然体験、スポーツ体験事業など様々な事業を展開しています。	
課題や今後の方向性等	
今後も常に事業内容を見直すとともに内容の工夫をしながら、地域の特性を活かした事業展開を考えていく必要があります。 また、地域間の交流を含め、その地域にしかできない体験事業などを展開することにより、町全体の一体感や郷土に対する愛着を醸成していく必要があります。	

事業名	子どもの権利の擁護
計画における方向性	すべての子どもが主体となって社会参加し、子どもの自己実現が図られるよう支援します。 児童虐待や大人の支援を必要としている子どもに対する理解を深め、子どもが健やかに育つことができる環境を整備するなど、「遠軽町まちづくり自治基本条例」に基づき、子どもの権利擁護を町全体で推進します。
主な担当	企画課
具体的な実績と現状	
小学校の授業として法務局や人権擁護委員による人権教室を開催するなど学校教育の充実を図り、子どもや保護者などの心のケアに対応する体制づくりや地域の見守り体制の構築を行っています。 また、児童虐待などの問題を早期に発見・解決し、未然に防止するため、専門職員の配置や児童相談所等の関係機関との連携など、相談・支援体制の強化に努めています。	
課題や今後の方向性等	
子どもの権利や利益が損なわれるようなことがないよう、これまで行ってきました取組を継続するとともに、社会情勢等を踏まえながら適切な取組を行っていきます。	

事業名	相談窓口の充実
計画における方向性	教育相談専門員、不登校児童生徒支援員を配置し、教育相談や不登校対策を行ってきました。 今後も事業を継続し、学校を通して相談カードを配布したり、広報等での周知を図り子ども自らが気軽に相談できる環境を整えていきます。 また、関係機関との連携を図りながら、より適切な早期解決に努めます。 社会教育としては、家庭教育を支援するという観点から、家庭教育相談体制の確立を目指し、教育相談員をはじめ、学校、関係機関との連携、協力を進めていきます。
主な担当	教育委員会
具体的な実績と現状	
教育相談員を配置し、学校等において非行・いじめ等様々な問題が発生しているなかで、児童生徒及び保護者、教職員に対し適切な指導・助言を行っています。不登校児童生徒指導員を配置し、教育支援室及び訪問等で定期的・継続的に個別相談等を行い、家庭に引きこもりがちな不登校児童生徒やその保護者に対して、再発防止に向けた指導助言を行っています。 また、関係機関との連携を図り、ケース会議等で問題の早期解決に努めています。 社会教育では、家庭教育学級などの各種家庭教育事業において、子育て相談や情報交流の場を設けるなど内容を工夫しながら相談窓口の充実を図っています。	
課題や今後の方向性等	
学校等における非行・いじめ等の問題行動を未然に防ぐことが重要であります。そのためにも、学校だけでなく福祉等の関係機関との情報交換を日常的に行い、問題を早期に発見すること、また、子どもたちの発するサインを見逃さず、迅速に対応することが必要です。 引き続き各種家庭教育事業において、気軽に子育て相談や情報交流のできる場を設けるとともに周知方法を工夫しながら相談窓口の拡充を図っていく必要があります。 また、相談体制のさらなる確立を目指し、教育相談員をはじめ、学校、関係機関との連携、協力を進めていく必要があります。	

③家庭や地域の教育力の向上

事業名	家庭教育への支援の充実
計画における方向性	家庭の教育力の低下が著しいことから、遠軽町の家庭教育支援体制のあり方について、事業の再構築を含め検討しています。 具体的には、①家庭教育学級・講座の開設、②家庭教育情報の提供、③家庭教育相談体制の確立、を柱として、事業の再構築を図り、家庭教育の支援を進めていきます。
主な担当	教育委員会
具体的な実績と現状	
社会教育では、各地域において各種家庭教育事業が展開されているほか、全町的な事業として、事業の再構築をしています。具体的には、①家庭教育講座、講演会の開設、②子育て情報誌「えんがる子育て応援 Book」の発行、③家庭教育相談事業の工夫など事業の再構築を図るとともに家庭教育の支援を進めています。	
課題や今後の方向性等	
家庭の教育力の低下が叫ばれている中、各種事業に参加する保護者が毎回同じ顔ぶれであったり、本当に必要とされている保護者の参加が少ないことから、今まで事業に参加していない保護者に対し、いかにアプローチしていくかが課題となっています。	

事業名	地域の教育力の向上
計画における方向性	生涯学習リーダーバンク登録制度を通して、各種指導者の紹介や派遣、研修を実施しているほか、学校支援地域本部事業の中でも「学校ボランティア」の登録を進め、それらを通じてボランティア意識の向上を図ることで、地域の教育力の向上を図ります。
主な担当	教育委員会
具体的な実績と現状	
社会教育では、マイプラン支援事業として、各種指導者を派遣し、きっかけづくりとしての各種研修会の支援をしているほか、生涯学習有志指導者研修会を開催し、ボランティア意識の向上を図ることで、地域の教育力の向上を図っています。	
課題や今後の方向性等	
「生涯学習リーダーバンク」及び「学校支援ボランティア」については、新規登録が殆どなく、転出や高齢化により登録者数が減少傾向にあります。また、登録はあるものの活用されていないことが多く、その有効活用とともに登録者の世代交代が課題となっています。	

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	有害環境対策の推進
計画における方向性	子ども達の健全な育成を害する恐れがある有害情報や有害凶書について、<u>オホーツク総合振興局</u>と連携をとりながら、規制、撤去活動を推進しています。 また、安全安心まちづくり協議会の防犯育成部会推進員により、秋まつりや、歳末時等に、有害環境がないか見回りを実施しています。 今後も、家庭や学校等への情報提供や浄化活動など、健全な環境づくりを推進します。
主な担当	住民生活課 教育委員会
具体的な実績と現状	
学校教育において、校長会・教頭会や町内の各学校で構成する生徒指導連絡協議会が、日常的に有害環境の状況について情報交換を行っています。また、安全安心のまちづくり協議会の防犯育成部会推進員によるお祭り・イベント会場の巡回も毎年実施しています。	
課題や今後の方向性等	
今後も学校教育における生活指導や、安全安心まちづくり協議会の中での情報交換と実践により、子ども達の健全な育成にふさわしい地域環境づくりを推進します。 また、インターネットや携帯電話の有害サイトへのアクセスなど、家庭内で注意すべき点についても積極的に情報を発信していきます。	

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

①良質で快適な居住環境の確保

事業名	良質で快適な居住環境の確保
計画における方向性	各種計画との連携のもと、平成 18 年度策定の住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画に基づき、良質な住宅の確保や居住環境の確保に努めてきました。 また、バリアフリーの取組みをさらに進め、公営住宅等の建替えにあたってはユニバーサルデザインに対応した住宅の確保など、民間住宅への意識づくりを推進するためにも、引き続き良質な住宅供給に努めます。
主な担当	建設課
具体的な実績と現状	
平成23年度に計画を見直し、住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画として公営住宅等の長寿命化対策と耐用年数を経過する既存住宅等の建替・用途廃止を推進し、ユニバーサルデザインの導入や居住性の向上など地域特性に応じた住宅供給と不良住宅の解消に努めてきました。 平成23年度完成の北2丁目団地（50戸）の建設をはじめ、栄行団地、ふくろ団地、やまなみ団地、あけぼの団地の4団地は、現在継続団地として建替等を進めています。	
課題や今後の方向性等	
建替継続団地は、早期完成を目指し計画的に推進していきます。また、既存公営住宅等の長期的な活用を推進するため、学校通団地、山の手団地、末広団地の住戸改善等の長寿命化対策に取り組み、引き続き良質な住宅供給や住環境の整備に努めます	

②安全な環境の整備

事業名	バリアフリー等の推進
計画における方向性	歩道部や横断歩道の段差解消など、交通バリアフリーを推進しています。 冬期間の歩道確保のため、平成 21 年度に除雪機械の更新を行っており、今後とも引き続き安全な道路環境の整備に努めます。 また、公共施設、集客拠点施設のトイレの課題など、解決に向けた子育てバリアフリーを引き続き推進します。
主な担当	建設課
具体的な実績と現状	
バリアフリー新法で指定を受けた特定道路である国道242号・道道遠軽停車場線・道道遠軽芭露線・町道病院通・町道中央通・町道北2丁目通の、歩道部の勾配緩和、段差解消、点字ブロックの敷設等のバリアフリー化に対応した整備を行っています。 また、冬期間の歩道除雪は、遠軽地域34.7kmを委託車両3台と役場車両1台により歩道の確保を行っています。	
課題や今後の方向性等	
特定道路やそれに接続する道路に隣接する施設の管理者との密接な連携によるバリアフリー空間の連続性を確保する事や、通勤通学の時間帯までに歩道の確保を目指していますが、降雪量や歩道上の雪の堆積状況により、遅れが生じる場合のある事が課題であります。 また、今後の除雪を進めるうえでも、除雪車両の増車が必要と考えます。	

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

事業名	職場における支援
計画における方向性	子育て家庭で働く女性や社会で仕事をする又は就労を希望する女性が増えている現状のなかで、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる社会を目指し、育児・介護休業法が、平成21年7月に公布され、安心して育児ができることとなりました。 少子化の流れのなかで、子育ての重要性が、職場や地域社会、男性にも理解や協力が得られるようになってきました。 これらの意識が、更に向上するよう、啓発活動を推進します。
主な担当	商工観光課
具体的な実績と現状	
町として独自の取組はしていません。国等からポスターの掲出等の依頼を受けた場合、対応しています。	
課題や今後の方向性等	
今後も国等の啓発事業に協力していきます。	

②仕事と子育ての両立の推進

事業名	仕事と子育ての両立の推進
計画における方向性	仕事と子育ての両立支援を推進するため、通常保育などの保育サービスの充実や放課後児童クラブの充実を図ってきました。 通常保育については、就労女性の増加状況や少子化の推移を見据え、利用ニーズとともに検討し、平成22年4月1日から早朝における保育時間を更に15分延長するよう検討しています。 今後も、利用ニーズを把握し、仕事と子育ての両立支援を推進します。
主な担当	保育課 保健福祉課
具体的な実績と現状	
保育所では、平成22年4月から保育の15分延長を実施し、平成26年4月からは、0歳児の保育時間を前後に40分の延長を実施しています。 放課後児童クラブでは、遠軽地区、生田原地区、白滝地区の6か所で、保護者が就労等の理由により保育に欠ける児童を対象に、放課後及び長期休みにおいて、必要な保育と生活指導を行い、健全な育成を図っています。	
課題や今後の方向性等	
引き続き、保育サービスの充実を図っていきます。放課後児童クラブは、平成27年度から新たに丸瀬布地域で実施します。また、運営時間の検討を行います。 保護者が安心して児童を預けられる場として、更なる指導者のスキルアップのために、研修会の参加を積極的に行っていきます。	

(6) 子ども等の安全の確保

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	交通安全教室等の実施
計画における方向性	子ども達を交通事故から守るため、各地区の交通安全指導員が、各学区の主要交差点等において、通学時の交通指導を実施します。 また、交通安全専門員や職員が、保育所や幼稚園、学校などと連携しながら交通安全教室や自転車教室を開催し、交通安全や自転車利用のルール等を教えています。 今後も、交通安全のルールを守る習慣を身につけ生命の尊さを教える、交通安全啓発活動を推進します。
主な担当	住民生活課
具体的な実績と現状	
交通安全指導員は全町で51名を任命し（平成26年4月現在）、各地区の通学路や主要交差点において通学時の指導を行っています。また町の交通安全専門員と職員による交通安全教室を保育所、幼稚園、小学校で開催し、歩行者や自転車利用者が身につけるべき交通ルールについて、わかりやすく説明しています。	
課題や今後の方向性等	
通学時の交通安全指導を今後も実施し、児童・生徒の登校時の事故防止に努めます。 また、警察署や交通安全協会等の協力も得ながら、未就学児や小学生向けの交通安全教室を開催し、交通ルールや自転車の正しい乗り方の指導を通じて、一つしかない命の大切さを感じることができるよう、工夫を重ねていきます。	

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	民生委員、児童委員等の活動の促進
計画における方向性	子どもを犯罪等の被害から守るために、自治会による通学路の見回り活動や防犯育成推進部会推進員による巡回活動などの防犯活動を進めています。また、「子ども110番」の普及も進めています。 今後も、地域に密着した活動として、民生児童委員、主任児童委員の活動と連携しながら、危険地区や箇所の把握、防犯活動と対策、防災対策等について、地域、学校、警察などの関係機関と連携、協力しながら、防犯活動等を推進します。
主な担当	住民生活課 教育委員会 保健福祉課
具体的な実績と現状	
子どもを犯罪等から守るために、地域自治会と協力し、下校時の安全パトロールを行い、子どもを犯罪等の被害から守り、地域・学校・警察等の関係機関と連携を図り防犯活動を行ってきました。個人情報との関係で限られた情報の中での活動にもなっています。 「子ども110番」事業については、遠軽町PTA連合会がプレート作成に係る予算を積立てており、今後の普及について各関係機関と検討する段階にあります。	
課題や今後の方向性等	
犯罪も多様化してきているため、子どもを犯罪等による被害から防ぐために地域や家庭、学校等関係機関と緊密に連携を図り子どもを犯罪等の被害から守るための活動を行っていく必要があります。 「子ども110番」では、依頼した家庭などをきちんと管理し、役員等が代っても引継ぎができるよう各関係機関との調整が必要であります。	

③被害に遭った子どもの支援の推進

事業名	被害に遭った子どもの支援
計画における方向性	犯罪やいじめ等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するために、児童相談所などと連携して、適切な支援を推進します。
主な担当	保健福祉課
具体的な実績と現状	
児童相談所だけではなく、学校、地域民生児童委員等とも連携を図りケース検討会議を行い、地域生活と学校生活の両方から支援体制をとっています。	
課題や今後の方向性等	
児童への適切なアフターケアが必要なケースがあります。児童と保護者等、家庭全体の支援が必要であり、支援機関の連携強化が大事となります。	

(7) 援助を必要とする児童への取り組みの推進

①児童虐待防止対策の充実

事業名	児童虐待防止対策の充実
計画における方向性	平成21年6月に、『遠軽町要保護児童対策地域協議会』を設立させ、各関係機関と連携する中で、児童虐待の情報を共有化し、各ケース内容によりケース検討会議を招集しながら、早期発見及び適切な保護等の対応を進めています。 さらなる体制強化と、虐待の疑いがあるときの通報の義務などの広報活動、子ども自らがSOSを発信できるよう支援します。
主な担当	保健福祉課
具体的な実績と現状	
遠軽町要保護児童対策地域協議会後、年間3～5回のケース検討会議が開催され、各関係機関と協議し、適切な対応ができるように努めています。回数を重ねる度に連携体制も強化されています。	
課題や今後の方向性等	
虐待に対する周知、広報活動の強化が必要です。1人でも児童が救えるように、早期発見と適正な保護体制の確立を進めます。児童相談所及び町内の児童福祉施設と連携を図ります。	

②ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	ひとり親家庭等の自立支援
計画における方向性	ひとり親家庭への医療費助成や児童扶養手当支給の支援を行っています。 ひとり親への各種の助成制度などの相談対応を推進し、ひとり親家庭等の自立支援策として、児童館等により放課後児童対策事業を実施してきました。 また、保育所と児童館等において、関係部署との連携を図りながら情報提供を行ってきました。 今後もひとり親家庭のニーズを踏まえ、情報提供を行うなど、ひとり親家庭等の自立支援を図ります。
主な担当	住民生活課 保健福祉課 保育課
具体的な実績と現状	
ひとり親家庭への児童扶養手当を支給することにより、経済的に育児の支援ができています。放課後児童対策事業として、放課後児童クラブを6か所で実施しています。	
課題や今後の方向性等	
放課後児童クラブは、平成27年度から新たに丸瀬布地域で実施します。 国の動向変化をみながら、支援を推進していきます。 また、ひとり親への各種助成制度の情報提供と周知等の強化が必要です。	

③障害児福祉の推進

事業名	障害児福祉の推進
計画における方向性	障害児福祉の推進は、特別児童扶養手当などの経済的支援の実施とともに、児童デイサービスなど、障害者自立支援制度による支援を推進しています。 保育に欠ける障害児については、保育所の集団保育が可能な限り保育所に受け入れ、健康な児童とともに保育することを基本に保育してきました。しかし、施設の整備については、既存施設が老朽化していることから進んでいません。 今後も、母子通園センターと連携しながら障害児福祉を推進します。
主な担当	保健福祉課 保育課
具体的な実績と現状	
特別児童扶養手当の支給により経済的支援を行っています。 児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害者総合支援制度の支援計画を作成し、専門的な支援サービスを提供しています。 保育所では、保育に欠ける障害児を、集団保育が可能な限り受け入れています。	
課題や今後の方向性等	
手当等の周知、広報活動の強化を図ります。利用者のニーズに沿ったサービス提供ができるよう、サービス利用計画等の相談支援の強化が必要です。 保育所では、今後も集団保育が可能な障害児を受け入れていきます。 町内の障害福祉サービスと連携し、児童発達支援の強化を図ります。	

第5章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行い、関係機関との連絡調整など便宜の提供を行うこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等を行うことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

（１）行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

（２）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民ひとり一人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

（３）地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

（４）企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

（５）各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、障害児支援を含めた総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 町内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成 27 年 3 月

発 行 遠軽町 民生部 保育課

〒099-0492 北海道紋別郡遠軽町 1 条通北 3 丁目 1 番地 1
電話 (0158) 42-4811
